

令和 5 年度

天草市健全化判断比率等審査意見書

天草市監査委員

天監第41号
令和6年8月8日

天草市長 馬場 昭治 様

天草市監査委員 富田 善三郎

天草市監査委員 福岡 耕二

天草市監査委員 下田 昇一郎

令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率に関する審査意見
について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された令和5年度天草市健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査しましたので、天草市監査基準第14条第4項の規定に基づき意見を提出します。

目 次

	ページ
第1 審査の種類	4
第2 審査の対象	4
第3 審査の期間	4
第4 審査の着眼点及び内容	4
第5 審査の結果	4
健全化判断比率審査意見書	5
① 実質赤字比率	
② 連結実質赤字比率	
③ 実質公債費比率	
④ 将来負担比率	
資金不足比率審査意見書	6
① 浄化槽市町村整備推進事業特別会計	
② 病院事業会計	
③ 水道事業会計	
④ 下水道事業会計	

第1 審査の種類

天草市監査基準(令和2年天草市監査委員告示第1号)第2条第1項第7号の規定に基づく健全化判断比率等審査

第2 審査の対象

令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類

第3 審査の期間

令和6年7月29日から令和6年8月7日

第4 審査の着眼点及び内容

この審査は、天草市監査基準に準拠し、市長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確に作成されているかどうかを主眼とし、提出書類の点検及び関係書類との照合を行うとともに、必要に応じて関係課等から資料の提出や関係職員の説明を求め審査を実施した。

第5 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見は、次のとおりである。

健全化判断比率審査意見書

審査の結果

1 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも法令に適合し、かつ正確に作成されているものと認められた。

記

(単位：%)

比 率 名	令 和 5 年 度	早期健全化基準	備 考
① 実 質 赤 字 比 率	— (△6. 60)	11. 78	
② 連結実質赤字比率	— (△25. 91)	16. 78	
③ 実質公債費比率	9. 5	25. 0	
④ 将 来 負 担 比 率	— (△24. 6)	350. 0	

※実質収支又は連結実質収支が黒字である場合「－」で表示し、参考値として黒字の比率を(△)で示している。

※将来負担比率は、充当可能財源等が将来負担額を上回る場合「－」で表示し、参考値として上回る額の比率を(△)で示している。

2 個別意見

①実質赤字比率について

令和5年度決算における普通会計の実質収支額が黒字であるため、実質赤字比率はない。

なお、早期健全化基準は11. 78%である。

②連結実質赤字比率について

令和5年度決算における普通会計と公営事業会計を合算した実質収支額が黒字であるため、連結実質赤字比率はない。

なお、早期健全化基準は16. 78%である。

③実質公債費比率について

令和5年度決算における実質公債費比率は9. 5%となっており、早期健全化基準である25. 0%を下回っている。

④将来負担比率について

令和5年度決算における将来負担比率は、充当可能財源等が将来負担額を上回るため算定されない。

なお、早期健全化基準は350. 0%である。

3 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にない。

資 金 不 足 比 率 審 査 意 見 書

審査の結果

1 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも法令に適合し、かつ正確に作成されているものと認められた。

記

(単位：％)

区 分		令 和 5 年 度	経 営 健 全 化 基 準	備 考
資 金 不 足 比 率	① 浄化槽市町村整備推進事業	— (△0.18)	20.0	
	② 病院事業	— (△94.24)	20.0	
	③ 水道事業	— (△57.66)	20.0	
	④ 下水道事業	— (△16.22)	20.0	

※資金不足額がない場合は「－」で表示し、参考値として資金剰余額の比率を(△)で示している。

2 個別意見

①浄化槽市町村整備推進事業特別会計について

令和5年度決算における資金不足額は生じていないため、資金不足比率はない。
なお、経営健全化基準は20.0％である。

②病院事業会計について

令和5年度決算における資金不足額は生じていないため、資金不足比率はない。
なお、経営健全化基準は20.0％である。

③水道事業会計について

令和5年度決算における資金不足額は生じていないため、資金不足比率はない。
なお、経営健全化基準は20.0％である。

④下水道事業会計について

令和5年度決算における資金不足額は生じていないため、資金不足比率はない。
なお、経営健全化基準は20.0％である。

3 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にない。